



島根県報

令和8年10月23日（金）

第 7 6 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定納付受託者の指定	（政策企画監室）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（地域福祉課）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（　　　　　）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（　　　　　）	3
保安林の指定	（森林整備課）	3
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中小企業課）	4

【公 告】

異種目換地の指定	（農村整備課）	4
公共測量の実施（3件）	（技術管理課）	5

【特定調達公告】

島根県立学校教職員用端末モバイル通信回線調達業務に係る随意契約の相手方 等	（教育連携推進課）	6
--	-----------	---

告 示**島根県告示第587号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

三井住友カード株式会社

東京都江東区豊洲2丁目2-31SMB C豊洲ビル

2 指定納付受託者が納付の委託を受ける歳入等

ふるさと島根寄附金（ふるさと島根寄附条例（平成20年島根県条例第1号）第1条に規定する寄附金をいい、指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）

3 指定納付受託者の指定をした日

令和8年10月10日

島根県告示第588号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
浜田市国民健康保険波佐診療所	浜田市金城町波佐イ441-1	居宅療養管理指導	浜田市国民健康保険波佐診療所	浜田市金城町波佐イ441-1	令和8年10月1日
		介護予防居宅療養管理指導			

島根県告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		実施する事業	事 業 所			変更年月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称		所在地	
			変更前	変更後		
社会福祉法人 おおつか福祉 会	出雲市矢野町845番地	通所リハビリテー ション	介護老人保 健施設もく もく	介護老人保 健施設もく もく通所リ	出雲市江田 町278番地	令和8年 7月1日

				ハビリテー ション		
医療法人 壽 生会	出雲市上塩冶町2862番 地1	訪問リハビリテー ション	介護老人保 健施設寿生	寿生苑 訪 問リハビリ テーション	出雲市上塩 冶町2862番 地1	令和8年 7月1日
		介護予防訪問リハ ビリテーション	苑 訪問リ ハビリテー ション			

島根県告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
ケアサポートい わみ株式会社	益田市駅前町7-1	通所介護	デイサービスい わみ	益田市染羽町1 -27	令和8年9月 30日
		第一号通所事業	ヘルパーステー ションいわみ		
		第一号訪問事業	居宅介護支援事 業所いわみ		
		居宅介護支援			

島根県告示第591号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町富田2613-1、2613-14、2614、2615-1、2618-1、2618-2、2619-1、2619-3

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定事業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第592号

令和 8 年島根県告示第473号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和 8 年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス西津田店 島根県松江市西津田 1 丁目420－ 2 外

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。

ア 地域で混乱が生じないよう、津田地区町内会・自治会連合会をはじめ、周辺自治会に十分に説明を行うこと。

イ 本件の計画が公害防止上適切であると認められるためには、環境関連法令を遵守すること。

ウ 隣接する国道（国道 9 号）において道路工事を行う場合には、松江国道事務所にて協議を行うこと。

エ 接続道路（市道松原線、市道ソリ外堀線）において、道路内工事を行う際は、事前に都市整備部道路課と協議の上、都市整備部建設総務課道・緑・水辺相談室で道路法第24条による道路工事施工承認申請を行うこと。また、上下水道管等、占用物件が発生する場合は、道路占用許可申請を行うこと。

オ 本届出書において示されている市道松原線に接する「出入口 N o. 2」の接続箇所については、車両の出入りに伴う路面排水の処理および道路構造の保全を図るため、横断用側溝への変更を行うこと。また、構造については、都市整備部道路課と事前協議を行うこと。

カ 新規に出店される場所の周辺部は中央小学校及び第三中学校の通学路となっている。新規開店時は特に交通量が多くなることが予想され、とりわけ国道 9 号線を自転車で通学する生徒の安全確保が必須となる。以上から、開店後 1 か月程度は児童生徒の安全確保のために出入り口に交通整理員を配置すること。

キ また、上記カと同様の理由により荷さばき車両の店舗への出入りの際は、細心の注意を払って走行すること。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から 1 月間

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 3 項の規定において準用する同法第53条の 2 第 1 項の規定により、県営土地改良事業飯梨地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域内に換地する土地として指定したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 従前の土地の表示

所在	地番	地目	用途	地積（平方メートル）	摘要
安来市神庭町前田	163－ 1	田	田	1, 770	

2 指定年月日

令和 8 年10月 2 日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について農林水産省中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（4 級基準点測量及び現地測量（地図情報レベル500））

2 作業期間

令和 8 年10月 7 日から令和 9 年 2 月 8 日まで

3 作業地域

出雲市国富町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について農林水産省中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和 8 年11月 1 日から令和 9 年 2 月20日まで

3 作業地域

出雲市西代町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について島根県知事職務代理者島根県副知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（4 級基準点測量）

2 作業期間

令和 8 年10月 9 日から令和 9 年 1 月29日まで

3 作業地域

益田市乙子町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

令和 8 年10月23日

島根県教育委員会教育長 井 手 久 武

1 件名及び数量

島根県立学校教職員用端末モバイル通信回線調達業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育連携推進課教育D X推進室 島根県松江市殿町 1 番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 8 年 9 月18日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社N T T ドコモ中国支社 島根支店長 佐藤 亮治 島根県松江市東朝日町88－ 1

5 随意契約に係る契約金額

89, 010, 900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号の規定による。